

# 相談センターだより

令和5年11月号(第93号)

〒154-0023 東京都世田谷区若林4丁目14番29号

NPO法人いきいきライフ相談センター

TEL: 090-5203-3501

Eメール: ozawa007a@yahoo.ne.jp

## メインテーマ 成年後見制度

### ● はじめに

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって、物事の判断能力が十分でない方(以下「本人」という。)について、援助者(成年後見人等)を付けることにより、その権利擁護を法的に支援する制度です。

少子高齢化が加速する現代において、今後その役割及び利用度も増大するものと考えられ、誰もが自分の家族の、そして自分自身の問題として捉える必要があります。

### ● 日本の超高齢社会の実態

#### ① 高齢者人口の推移

日本は、既に2007年には高齢化率が21%を超えて超高齢社会へ突入し、現在は29%、2060年頃には40%に達すると推計され、これは諸外国中でも最高水準と言われています。



※ 高齢化率：全人口に占める65歳以上人口の割合

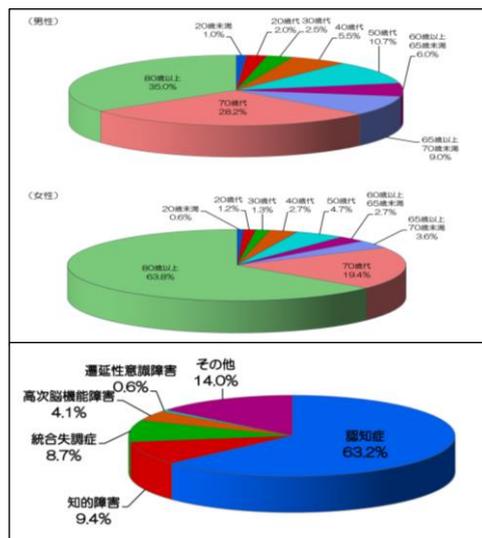
#### ② 認知症高齢者の推計

高齢者65歳以上の認知症有病率は17%と言われ、これに軽度認知障害(MCI)有病率13%を勘案し、上表から推計すると約1,100万人、65歳以上の3.3人に1人が軽重の認知症を患っていることになります。

#### ③ 制度の利用状況

成年後見制度は、2000年、介護保険制度と車の両輪としてスタートし、同時に旧民法にあった禁治産制度が廃止されました。介護保険では、身体介助や生活援助等(事実行為)により本人を直接的に支援し、成年後見人等がその契約手続等(法

律行為)を本人に代わり支援するという枠組みが全体の制度設計です。現在の利用者数は約24万人と言われ、毎年1万人ずつ増加していますが、②の推計にあるとおり、まだまだ必要としている方の2%程度に過ぎません。



### ● 成年後見制度の概要

制度は大きく分けて2種類、法定後見制度と任意後見制度があります。以下、一般的な制度である法定後見制度を主体に説明いたします。

#### ● 法定後見制度

既に判断能力が不十分な方について、親族等の申立てにより、家庭裁判所から成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が選任され、本人に代って【財産管理】と【身上監護】を行います。

##### ① 法定後見の3類型

本人の判断能力の程度により三つに区分され、それぞれ成年後見人等の権限とその範囲が異なります。主治医の診断書等をもとに家庭裁判所が判断します。

- ・ 成年後見：判断能力が全くない方
- ・ 保佐：判断能力が著しく不十分な方
- ・ 補助：判断能力が不十分な方

## ② 制度を利用するための手続き

### ・ 成年後見等開始の申立て

制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立てます。申立人は、本人、その配偶者、四親等以内の親族、首長等に限定されています。申立人が決まったら、申立書、戸籍謄本、住民票、診断書等の必要書類に指定された収入印紙等の手数料（1万円以内）を添えて提出します。専門医による精神鑑定を行う場合は、別途5～10万円程度の費用が発生します。

・ 審問、調査：家庭裁判所の調査官が、申立人、本人、後見人等候補者等から、それぞれの事情の聞き取りを行います。本人が移動困難な場合は、調査官が本人宅等へ出向いて調査します。

・ 審判：家庭裁判所の裁判官が、成年後見等開始の審判を下し、最適任者を成年後見人等に選任します。本人の財産規模等により、更に成年後見監督人等が選任される場合があります。審判内容に不服があれば、2週間以内に即時抗告が可能です。成年後見人等の選任に関する不服申立てはできません。

## ③ 成年後見人等の仕事

### ・ 成年後見等開始後の初回報告

本人の全財産、生活状況及び課題を把握し、口座名義人の変更、役所関係部署への届出を行い、財産目録及び収支予定表を作成して家庭裁判所へ提出（初回報告）します。

### ・ 日常生活

本人の現金、預貯金、不動産等を管理し、日常の家計の収支管理を行います。必要により、遺産相続や不動産等の処分を行います。【財産管理】

必要の都度、役所関係の手続を行い、家族、関係者等と連携しつつ、医療・介護サービスの契約手続等を行います。【身上監護】

### ・ 定期報告（年1回）

成年後見人等として行った業務内容をまとめ、家庭裁判所又は成年後見監督人等へ報告します。

※ 成年後見人等には、善良な管理者の注意義務が課されます。食事の世話、掃除等の事実行為、身元保証、結婚等の身分行為、医療行為の同意は、仕事の範囲に含まれないと解されています。

## ④ 制度利用に当たっての留意点

・ 申立て時に指名した候補者以外の者が成年後見人等に選任（更に監督人等が選任）される場合があります。（不服申立て不可）

・ 申立て後の取下げ及び後見等開始後の中止や成年後見人等の辞任は原則として認められません。

・ 成年見人等の報酬が発生します。（年1回）

成年後見人等の申立てに基づき、その活動の状況から家庭裁判所が個別に報酬額を決定します。

（月2万円程度）生活保護世帯等では、各自治体の成年後見支援事業（助成制度）を利用できる場合もあります。

## ● 任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらおうか」を、判断能力が十分に有るうちに、予め契約により決めておくものです。任意後見契約の他、見守り・財産管理委任契約や死後事務委任契約を合わせて行うことができ、内容の自由度があり、自分の信頼できる人に委ねることが可能です。任意後見契約は公正証書により行うこととされています。

## ● 今後の成年後見制度について

制度の認知度の不足、利用率の低迷等、まだまだ課題も多い制度ですが、政府では、前3ヶ年の成果を踏まえ、2022年から5年間の第二期成年後見制度利用促進基本計画を実行中であり、法改正による適任者の選任、成年後見人等の交代の柔軟性、その他の施策の検討や後見人報酬の見直し、地域連携ネットワークの整備等、各機関レベルにて推進中です。

## ● 相談窓口の紹介

### ① 公共機関等（課名は代表的な例）

各自治体の高齢者福祉課、障害福祉課、介護支援課、生活支援課及び地域包括支援センター等

### ② 民間団体

社会福祉協議会、NPO法人等

### ③ 専門職団体等

・（独）日本司法支援センター（法テラス）

・（広社）成年後見センター・リーガルサポート

・（公社）日本社会福祉会権利擁護センターばあとなあ

・（一社）コスモス成年後見サポートセンター

・（一社）社労士成年後見センター東京 等